

福利厚生制度

「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」とされています。(地方公務員法第42条)

また、地方公共団体は、保健、レクリエーション、住宅、生活援助等に関する事項について、直接実施するものの他に、共済組合や互助組織で実施する各種の事業に対し必要な援助を行うことにより職員の福利厚生を実施しています。

1 共済制度

地方公務員の共済制度とは、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする」制度である。

(地方公務員法第43条)

この制度を実施するために、地方公務員の区分に従い、公立学校共済組合、地方職員共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合等が組織されている。

(地方公務員等共済組合法第3条)

(1) 公立学校共済組合

公立学校の教職員は、採用されると自動的に、公立学校共済組合の組合員となる。

(地方公務員等共済組合法第39条)

公立学校共済組合は、公立学校の教職員、都道府県教育委員会事務局職員、都道府県教育委員会に所属する教育機関の職員等を組合員として組織されている。本部を東京に、支部を都道府県教育委員会事務局内に置き、教育長が支部長となり、その業務を行っている。

公立学校共済組合の事業に要する経費は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金とが充てられている。

(地方公務員等共済組合法第113条)

(2) 公立学校共済組合

の事業概要

ア 短期給付事業

組合員や被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等に対して行われる給付であり、法律で定める法定給付と共済組合が独自に定款で定める附加給付等がある。

(地方公務員等共済組合法第42条、第53条、第54条)

イ 長期給付事業

組合員が退職した場合、在職中の病気や負傷により一定の障害状態にある場合又は死亡した場合に、組合員又はその遺族に対し、法律で定める年金や障害一時金を給付する。

(地方公務員等共済組合法第42条、第74条)

ウ 福祉事業

組合員とその被扶養者の福祉の増進に資するため、健康管理事業、レクリエーション事業やその他各種の福利厚生事業を実施する。

(地方公務員等共済組合法第112条)

エ 貸付事業

組合員が住宅の新・増築を行うため、また組合員又はその被扶養者が教育、

結婚等のため臨時資金が必要な場合に、一定額の資金を貸付けるものである。
(地方公務員等共済組合法第112条)

オ 宿泊事業

組合員やその被扶養者が、低価格で気軽に利用できる宿泊施設を設けている。

京都支部には「ホテルルビノ京都堀川」(京都市)と同分館「うらしま荘」(宮津市)があり、宿泊以外にも、婚礼、会合及び宴会等について組合員価格で利用できる。さらに、婚礼利用の場合は特典が用意されている。

(地方公務員等共済組合法第112条)

2 互助制度

職員の共済制度に関する条例(昭和29年京都府条例第2号)に基づき設立されている社団法人京都府教職員互助組合においても、教職員の相互共済及び福利厚生を目的とした各種の諸事業を行っている。